

福岡県公報

平成十九年十月一日
第二千七百三十三号
増刊
①

目次

訓 令(第二十二号)

福岡県行幸啓本部設置規程

(秘書室) ……………

訓 令

福岡県訓令第二十二号

本 庁

出先機関

福岡県行幸啓本部設置規程を次のように定める。

平成十九年十月一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県行幸啓本部設置規程

(設置)

第一条 福岡県への地方事情御視察に係る行幸啓事務を円滑に処理するため、福岡県行幸啓本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第二条 本部に次の表の上欄に掲げる部を置き、部にそれぞれ当該下欄に掲げる班を置く。

総務部	本部事務局班、奉迎班、報道班、御説明班、車両・庁舎管理班、防災班、東京連絡班
御視察部	応急仮設住宅班、九州国立博物館班、玄界島渡船班、玄界島県営住宅班
物産部	商工物産班、農産物班、水産林産物班

保健部	予防班、医務班、衛生班
施設部	道路班、河川班、都市班

(所掌事務)

第三条 部及び班の所掌事務は、別表第一のとおりとする。

(職員)

第四条 本部に本部長、副本部長及び本部付を置く。

2 部に部長を、班に班長及び班員を置く。

3 本部長は、知事をもって充てる。

4 副本部長は、副知事をもって充てる。

5 本部付は別表第二に、部長及び班長は別表第三に定める職にある者をもって充てる。

6 班員は、福岡県部制条例(昭和三十二年福岡県条例第九号)第一条に規定する部及び秘書室の職員のうちから班長が指名する。

7 本部長は、各班の事務を処理するため必要があると認めるときは、前項に規定する職員以外の者を当該班の事務に従事させることができる。

(本部長等の職務)

第五条 本部長は、本部の事務を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ定める順序によりその職務を代理する。

3 本部付は、本部長の特命事項を処理する。

4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理する。

6 班員は、班長の命を受け、班の事務に従事する。

(事務処理の指針)

第六条 行幸啓事務の処理に当たっては、関係職員は全力を尽くし、事故の防止に努めなければならない。

2 各班長は、当該班の所掌事務について宮内庁に連絡する必要があるときは、本部事務局長を経由して行わなければならない。

定期発行日 毎週月水金曜日

3 各班は、相互に連絡を密にし、一致協力して行幸啓事務の円滑な推進を図らなければならない。

4 行幸啓事務の処理について関係のある部課（局・室）及び出先機関は、本部の事務処理に協力しなければならない。

（本部の事務局）

第七条 本部の事務局は、秘書室に置く。

（補則）

第八条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（失効期日）

2 この訓令は、平成十九年十一月三十日限り、その効力を失う。

別表第一（第三条関係）

部	所 掌 事 務
奉 迎 班	<p>ア 行幸啓事務の総合企画及び総括指導に関すること。</p> <p>イ 行幸啓の御日程に関すること。</p> <p>ウ 御視察所、お泊所、非常お立退所、御休所及び御昼食所の選定に関すること。</p> <p>エ 宮内庁その他関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>オ 自動車お列の編成に関すること。</p> <p>カ 行幸啓関係者（報道関係者を除く。）の宿泊に関すること。</p> <p>キ 献上品に関すること。</p> <p>ク 知事及び県議会議長の行動に関すること。</p> <p>ケ 行幸啓関係予算要求の調整に関すること。</p> <p>コ 行幸啓関係文書及び資料の収集、保存に関すること。</p> <p>サ 他部との連絡調整に関すること。</p> <p>シ 他部及び部内他班の所掌に属さないこと。</p> <p>ア 特別奉送迎者の総括に関すること。</p> <p>イ 一般奉送迎に関すること（他班の所掌に属するものを除く。）。</p>

保 健 部		物産部		御視察部		総 務 部		
衛 生 班	医 務 班	予 防 班	水産林産物班 農 産 物 班 商 工 物 産 班	玄界島渡船班 玄界島県営住宅班	東京連絡班	防 災 班	御 説 明 班	
イ 御視察所、お泊所、非常お立退所、御休所、御昼食所等の	ア 御視察所、お泊所、御休所及び御昼食所における食品衛生に関すること。 医療救護に関すること。	御視察所、お道筋、お泊所、非常お立退所、御休所及び御昼食所の防疫に関すること。	ア 物産展示場及び土産品展示場の選定に関すること。 イ 物産の展示及びお買上品の調達に関すること。	ウ 御視察所に係る関係機関との連絡調整に関すること。	宮内庁その他関係機関との連絡に関すること。	ア 御視察所、お泊所、非常お立退所、御休所及び御昼食所の防災に関すること。 イ 緊急退避及び救急搬送に関すること。 ウ 気象情報に関すること。 エ その他災害情報に関すること。	県勢概要御説明書の作成及び御進講に関すること。 ア 御料車に関すること。 イ お列自動車の運行に関すること。 ウ 車両の調達及び配車に関すること。 エ 天皇皇后両陛下及び供奉員のお荷物の受領・輸送に関すること。 オ 県庁御視察における庁舎管理に関すること。	ウ 奉送迎に係る関係市町村その他関係機関との連絡調整に関すること。 ア 報道機関との連絡調整に関すること。 イ 報道関係者の取材計画に関すること。 ウ 報道資料の収集及び発表に関すること。 エ 報道関係者の連絡及び整理・誘導に関すること。 オ 報道関係者の接遇及び宿泊に関すること。 カ 行幸啓誌及び献上アルバムの編纂に関すること。 キ 写真その他各種記録の収集及び整理・保存に関すること。 ク その他広報に関すること。

施設部	保健部	物産部	御視察部	総務部	部名
土木部長	保健福祉部長	商工部長	生活労働部長	総務部長	部長
都河道路 市川路 班班班	衛医予 生務防 班班班	水農商 産林工 産産物 物産 班班班	玄玄九 界界州 島島立 県渡博 営住宅船館 住宅船館 班班班	東防車御報奉本 京災両説道迎部 連災・庁舎管理明道務局 絡班班班班班班	班名
公園街路課長	生活療康 衛生指對 生導策 課課課	水生商 産産業 振流通 興通 課課課	住宅漁生保 管理政文福 課課課 課課課	東京消管企県行政秘 防防防財画民情經書 災災災安調調報管營室 事務務課課課課課課 所課課課課課課課課	班長

別表第三(第四条関係)

本部付 企画振興部長、環境部長、農政部長、水産林務部長、建築都市部長

別表第二(第四条関係)

施設部		
都市班	河川班	道路班
屋外広告物の撤去等沿道の環境美化に関する事。		河川の美化に関する事。
ア 道路及び橋りょうの整備並びに沿道の美化に関する事。 イ 国道、高速自動車道、市町村道等の整備に係る連絡調整に関する事。		環境衛生に関する事。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）